

一般社団法人 投資信託協会
会長 殿

(商号又は名称) HCアセットマネジメント株式会社
(代表者) 代表取締役社長 森本 紀行

正会員の財務状況等に関する届出書

当社の財務状況等に係る会計監査が終了いたしましたので、貴協会の定款の施行に関する規則第10条第1項第17号イの規定に基づき、下記のとおり報告いたします。

1. 委託会社等の概況

(1) 資本金の額 (2021年3月末現在)

資本金 2億1,280万円

発行可能株式総数 30,000株

発行済株式総数 9,004株

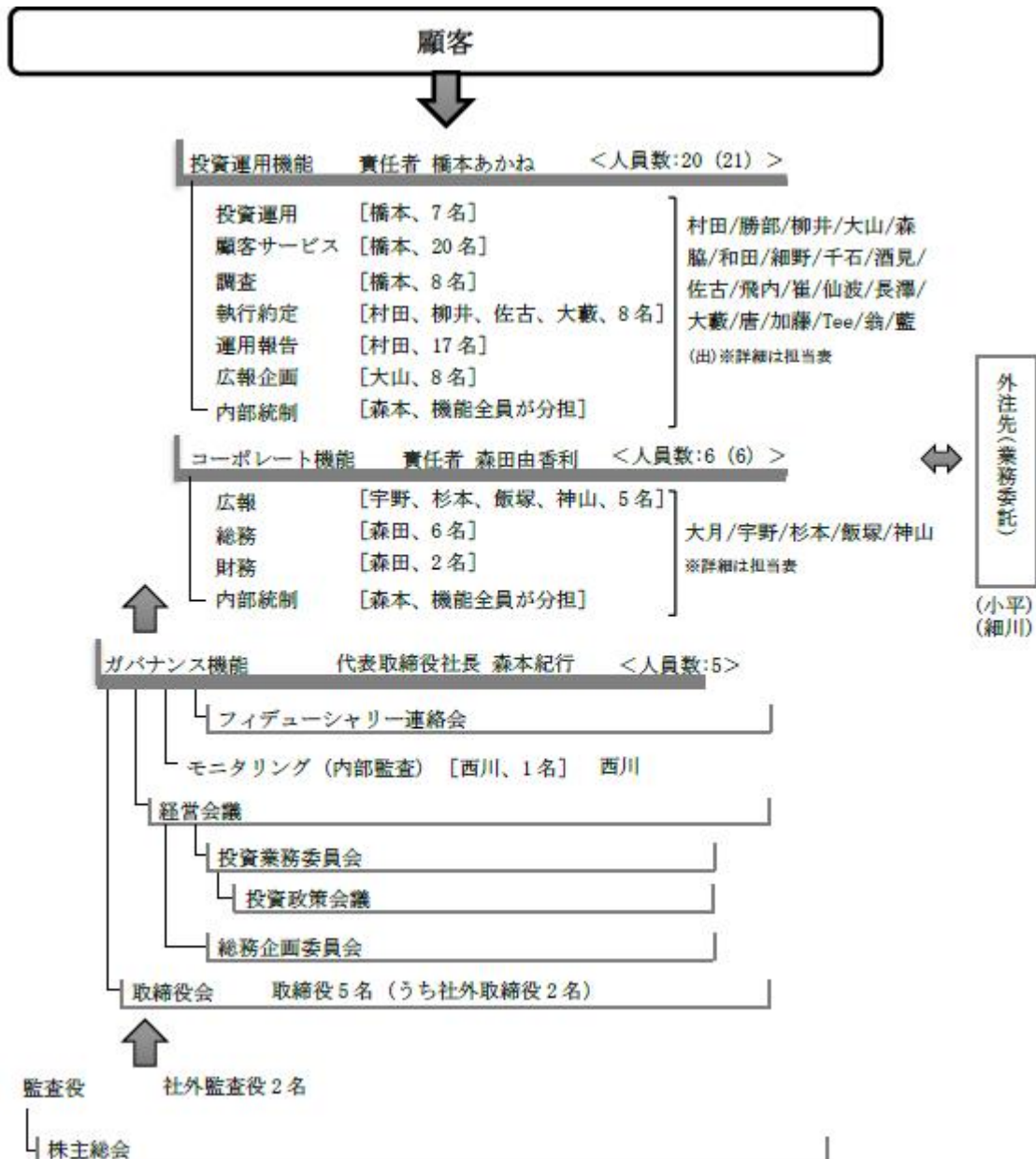
最近5年間における主な資本金の額の増減

最近5年間における資本金の額の増減はありません。

(2) 委託会社の機構 (2021年8月1日現在)

① 組織体制

委託会社の組織体制は、業務をその機能ごとに区分した「業務機能」を定義し、「業務機能」を所管する「責任者」が担当する機能において、顧客本位の業務運営に必要となる意思決定をする体制となっており、その具体的な内容が「組織規程」にて定められています。また、組織体制の変更は取締役会での承認事項として「業務分掌規程 (決裁権限列表)」に定められています。なお、その組織図は以下のとおりです。



② 取締役会および監査役による業務執行の監視・監督

委託会社は、取締役会および監査役制度を採用し、取締役会および監査役による取締役の業務執行の監視・監督を実施しています。

委託会社の取締役会は、取締役5名（うち社外取締役2名）および監査役2名で構成されており、毎月1回取締役会を開催し、各業務機能の業務執行状況の報告を受けることで取締役の業務執行の監督を行っています。

監査役は、株主総会、取締役会、経営会議および委員会に出席し、役職員から報告を求め、また財産の状況等の調査を通じ、取締役の業務執行の監視・監督を行っています。

取締役会および監査役が取締役の業務執行の監視・監督を行うため、法令諸規則に準拠していない業務

執行が行われた場合は、その経緯および今後の対応を取締役会で報告すべきことが「過誤訂正規則」にて定められています。

③ 各業務担当の業務内容および業務分掌

委託会社は、投資信託委託業務と販売業務およびその関連業務を行います。

(1) 投資信託委託業務

ファンドの設定、信託財産の運用指図、目論見書および運用報告書の作成、一部解約の実行、収益分配金の再投資等を行います。

(2) 販売業務およびその関連業務

ウェブサイトを通じて有価証券の募集（直接販売）をする業務、顧客の本人確認を行う業務、ウェブサイトを開発する業務、ウェブサイトを運営する業務、公募投信分別管理に関わる業務等を行います。

「業務分掌規程」において、業務内容および業務分掌を定めています。このうち、投資信託委託業務は投資運用機能の投資運用が担います。販売業務およびその関連業務のうち、ウェブサイトを通じて有価証券の募集（直接販売）をする業務は顧客サービスが、顧客の本人確認を行う業務は投資運用機能の内部統制が、ウェブサイトを開発する業務は投資運用機能の広報企画が、ウェブサイトを運営する業務はコーポレート機能の広報が、公募投信分別管理に関わる業務はコーポレート機能の財務が担います。

業務機能		業務内容および業務分掌
投資運用機能	投資運用	<ul style="list-style-type: none"> ・投資運用業務 ・投資助言業務 ・投資信託委託業務 ・投資銀行業務
	顧客サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・投資運用業の顧客に関わる業務 ・ウェブサイトを通じて有価証券の募集（直接販売）を行う業務 ・有価証券の私募を行う業務 ・有価証券等（みなし有価証券を含む）の私募の取扱いを行う業務 ・投資一任契約または投資助言契約締結の媒介・代理を行う業務
	調査	<ul style="list-style-type: none"> ・投資機会の発掘を行う業務 ・運用のリスク分析を行う業務
	執行約定	<ul style="list-style-type: none"> ・投資運用における執行、約定を行う業務
	運用報告	<ul style="list-style-type: none"> ・運用成果と取引を報告する業務

業務機能		業務内容および業務分掌
	内部統制	<ul style="list-style-type: none"> ・投資成果の妥当性を検証するリスク管理業務 ・規程に沿った業務手続を検証する業務 ・法令遵守態勢を整備する業務 ・顧客の本人確認を行う業務
	広報企画	<ul style="list-style-type: none"> ・HCブランド向上を企画する業務 ・ウェブサイト企画する業務
コーポレート機能	広報	<ul style="list-style-type: none"> ・広報の実施に関わる業務 ・ウェブサイト運営する業務
	総務	<ul style="list-style-type: none"> ・機関運営・経営管理に関わる業務 ・IT基盤に関わる業務 ・人事・採用・労務に関わる業務 ・総務一般に関わる業務
	財務	<ul style="list-style-type: none"> ・資本政策、会計、経理、経営リスク管理、税務に関わる業務 ・自己資本規制比率に関わる業務 ・公募投信分別管理に関わる業務
	内部統制	<ul style="list-style-type: none"> ・法令遵守態勢を整備する業務
ガバナンス機能	モニタリング (内部監査)	<ul style="list-style-type: none"> ・内部管理態勢のモニタリングに関わる業務 ・法令等遵守態勢の統括に関わる業務

2. 事業の内容及び営業の概況

投信法に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また、金融商品取引法に定める投資助言・代理業、第一種金融商品取引業および第二種金融商品取引業を行っています。委託会社の運用する証券投資信託は2021年3月末現在、以下の通りです。

種類	本数 (本)	純資産総額 (千円)
追加型投資信託	1	6,676,855
単位型投資信託	—	—
合計	1	6,676,855

3. 委託会社等の経理状況

(1) 貸借対照表

(単位：千円)

	第18期 (2020年3月31日)	第19期 (2021年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	933,889	827,814
前払金	5,486	3,300
前払費用	18,008	16,971
未収委託者報酬	8,617	11,685
未収運用受託報酬	191,458	187,160
その他	460	2,419
流動資産計	1,157,920	1,049,352
固定資産		
有形固定資産		
建物	5,850	10,044
減価償却累計額	△3,958	△4,252
建物(純額)	1,891	5,791
器具備品	107,509	126,029
減価償却累計額	△75,599	△88,308
器具備品(純額)	31,910	37,720
有形固定資産計	33,802	43,512
無形固定資産		
ソフトウェア	21,699	17,211
商標権	441	394
無形固定資産計	22,141	17,605
投資その他の資産		
保険積立金	821	1,643
長期差入保証金	44,611	43,411
投資者保護基金負担金	4,000	4,000
繰延税金資産	—	12,882
その他	22	5
投資その他の資産計	49,455	61,942
固定資産計	105,399	123,060

資産合計

1,263,320

1,172,413

(単位：千円)

	第18期 (2020年3月31日)	第19期 (2021年3月31日)
負債の部		
流動負債		
1年内返済予定の長期借入金	250,000	—
預り金	8,880	8,422
未払金	348	200
未払費用	31,008	47,943
未払消費税等	15,434	20,430
未払法人税等	24,999	4,342
流動負債計	330,671	81,339
固定負債		
長期借入金	—	100,000
長期未払金	28,568	31,428
退職給付引当金	2,391	2,132
固定負債計	30,960	133,561
負債合計	361,632	214,900
純資産の部		
株主資本		
資本金	212,800	212,800
資本剰余金		
資本準備金	50,000	50,000
その他資本剰余金	373,250	373,250
資本剰余金計	423,250	423,250
利益剰余金		
利益準備金	14,652	14,652
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	1,089,620	1,145,445
利益剰余金計	1,104,272	1,160,097
自己株式	△838,635	△838,635
株主資本計	901,687	957,512
純資産合計	901,687	957,512
負債・純資産合計	1,263,320	1,172,413

(2) 損益計算書

(単位：千円)

	第18期 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	第19期 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	7,834	21,708
運用受託報酬	705,529	648,352
投資助言報酬	8,224	—
その他	619	636
営業収益計	722,207	670,696
営業費用		
支払手数料	33,097	34,266
広告宣伝費	13,002	11,530
調査費	26,319	26,662
委託計算費	18,904	28,266
営業雑経費	6,959	6,105
通信費	803	1,211
印刷費	2,231	829
協会費	3,181	3,432
諸会費	512	419
その他	230	213
営業費用計	98,282	106,832
一般管理費		
給料	267,523	275,158
役員報酬	43,800	41,100
給料・手当	206,668	218,165
賞与	17,055	15,892
法定福利費	33,399	34,048
福利厚生費	1,009	708
人材開発費	6,286	2,949
業務委託費	39,914	45,791
交際費	4,145	1,979
寄付金	2,450	30
旅費交通費	14,827	4,053
租税公課	8,169	7,033
不動産賃貸料	75,812	75,792

退職金	—	375
退職給付費用	3,924	3,919
固定資産減価償却費	23,690	22,105
諸経費	22,144	19,205
一般管理費計	503,297	493,152
営業利益	120,627	70,711

(単位：千円)

	第18期 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	第19期 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
営業外収益		
受取利息	0	0
貸貸収入	660	660
為替差益	—	1,021
その他	811	0
営業外収益計	1,471	1,681
営業外費用		
支払利息	12,851	9,485
為替差損	220	—
その他	94	—
営業外費用計	13,166	9,485
経常利益	108,933	62,907
特別損失		
固定資産除却損	—	※ 277
特別損失計	—	277
税引前当期純利益	108,933	62,630
法人税、住民税及び事業税	43,425	19,687
法人税等調整額	12,199	△12,882
法人税等計	55,625	6,805
当期純利益	53,307	55,824

(3) 株主資本等変動計算書

第18期(自2019年4月1日至2020年3月31日)

(単位:千円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金 合計
当期首残高	212,800	50,000	373,250	423,250	14,652	1,036,312	1,050,964
当期変動額							
当期純利益						53,307	53,307
当期変動額合計						53,307	53,307
当期末残高	212,800	50,000	373,250	423,250	14,652	1,089,620	1,104,272

	株主資本		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	
当期首残高	△ 838,635	848,379	848,379
当期変動額			
当期純利益		53,307	53,307
当期変動額合計		53,307	53,307
当期末残高	△ 838,635	901,687	901,687

第19期（自2020年4月1日 至2021年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金 合計
当期首残高	212,800	50,000	373,250	423,250	14,652	1,089,620	1,104,272
当期変動額							
当期純利益						55,824	55,824
当期変動額合計						55,824	55,824
当期末残高	212,800	50,000	373,250	423,250	14,652	1,145,445	1,160,097

	株主資本		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	
当期首残高	△ 838,635	901,687	901,687
当期変動額			
当期純利益		55,824	55,824
当期変動額合計		55,824	55,824
当期末残高	△ 838,635	957,512	957,512

【注記表】

(重要な会計方針)

1. 固定資産の減価償却の方法	有形固定資産 定率法を採用しております。 ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。 なお、耐用年数は5年～15年であります。 無形固定資産 定額法を採用しております。なお、自社利用ソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。
2. 引当金の計上基準	退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜き方式によっております。

(重要な会計上の見積り)

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

繰延税金資産 12,882 千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積もっております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の財務諸表において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第 29 号 2020 年 3 月 31 日 企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 30 号 2021 年 3 月 26 日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会 (IASB) 及び米国財務会計基準審議会 (FASB) は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014 年 5 月に「顧客との契約から生じる収益」(IASB においては IFRS 第 15 号、FASB においては Topic606) を公表しており、IFRS 第 15 号は 2018 年 1 月 1 日以後開始する事業年度から、Topic606 は 2017 年 12 月 15 日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS 第 15 号と整合性を図る便益の 1 つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS 第 15 号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定日

2022 年 3 月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

- ・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第 30 号 2019 年 7 月 4 日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第 10 号 2019 年 7 月 4 日 企業会計基準委員会)
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 31 号 2019 年 7 月 4 日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第 19 号 2020 年 3 月 31 日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会 (IASB) 及び米国財務会計基準審議会 (FASB) が、公正価値測定についてはほぼ同じ内容の詳細なガイダンス (国際財務報告基準 (IFRS) においては IFRS 第 13 号「公正価値測定」、米

国会計基準においてはAccounting Standards CodificationのTopic 820「公正価値測定」を定めている状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、主に金融商品の時価に関するガイダンス及び開示に関して、日本基準を国際的な会計基準との整合性を図る取組みが行われ、「時価の算定に関する会計基準」等が公表されたものです。

企業会計基準委員会の時価の算定に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、統一的な算定方法を用いることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる観点から、IFRS第13号の定めを基本的にすべて取り入れることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわせない範囲で、個別項目に対するその他の取扱いを定めることとされております。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で未定であります。

(表示方法の変更)

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度の年度末に係る財務諸表から適用し、財務諸表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

ただし、当該注記においては、当該会計基準第11項ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る内容については記載しておりません。

(損益計算書関係)

※ 固定資産除却損の内容は以下のとおりであります。

項目	第18期	第19期
	(自2019年4月1日 至2020年3月31日)	(自2020年4月1日 至2021年3月31日)
器具備品	一千円	277千円

(株主資本等変動計算書関係)

第18期(自2019年4月1日 至2020年3月31日)

①発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	9,004株	—	—	9,004株

②自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	6,319株	—	—	6,319株

③剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

第19期（自2020年4月1日至2021年3月31日）

① 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	9,004株	—	—	9,004株

② 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	6,319株	—	—	6,319株

③ 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

(金融商品関係)

I 金融商品の状況に関する事項

1. 金融商品に対する取組方針	当社は、資金運用については預金や投資信託の受益証券を含む金融商品や預金等に限定しております。資金調達については、原則として銀行その他の金融機関からの借入に限定しております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	信託財産が分別保管されている未収委託者報酬、未収運用受託報酬については、信託財産が分別保管されていることから信用リスクは限定的であると判断しております。 未収運用受託報酬の信用リスクは、債権管理事務要領に沿ってリスク低減を図っております。 長期借入金は金融機関（銀行等）から借入れております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	未収運用受託報酬に関しては、債権管理事務要領に従い、各取引先の担当者が相手先の状況をモニタリングし、回収懸念の早期把握や軽減を図っております。 また、各取引先の担当者からの報告等に基づき財務が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

II 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（(注) 2. 参照）。

第18期（2020年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	933,889	933,889	—
(2) 未収委託者報酬	8,617	8,617	—
(3) 未収運用受託報酬	191,458	191,458	—
資産計	1,133,965	1,133,965	—
(1) 一年内返済予定の長期借入金	250,000	250,000	—
(2) 預り金	8,880	8,880	—
(3) 未払金	348	348	—
負債計	259,228	259,228	—

（注1）金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産の(1)現金・預金、(2)未収委託者報酬、(3)未収運用受託報酬は、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負債の(1)一年内返済予定の長期借入金は、変動金利であるため短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。また、(2)預り金、(3)未払金は、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

第19期（2021年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	827,814	827,814	—
(2) 未収委託者報酬	11,685	11,685	—
(3) 未収運用受託報酬	187,160	187,160	—
資産計	1,026,661	1,026,661	—
(1) 預り金	8,422	8,422	—
(2) 未払金	200	200	—
(3) 長期借入金	100,000	100,000	—
負債計	108,623	108,623	—

（注1）金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産の(1)現金・預金、(2)未収委託者報酬、(3)未収運用受託報酬は、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負債の(1)預り金、(2)未払金は、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。また、(3)長期借入金は、変動金利であるため短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

(単位：千円)

	第18期 (2020年3月31日)	第19期 (2021年3月31日)
長期差入保証金 (※1)	44,611	43,411
長期未払金 (※2)	28,568	31,428

(※1) 長期差入保証金は、事務所の退出時期が定かではなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表には含めておりません。

(※2) 長期未払金は、主に退職給付にかかるものであり、従業員の退職時期が定かではなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表には含めておりません。

(注3) 金銭債権の決算日後の償還予定額

第18期 (2020年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金・預金	933,889	—	—	—
未収委託者報酬	8,617	—	—	—
未収運用受託報酬	191,458	—	—	—
資産計	1,133,965	—	—	—

第19期 (2021年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金・預金	827,814	—	—	—
未収委託者報酬	11,685	—	—	—
未収運用受託報酬	187,160	—	—	—
資産計	1,026,661	—	—	—

(注4) 長期借入金の決算日後の返済予定額

第18期 (2020年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	250,000	—	—	—	—	—
合計	250,000	—	—	—	—	—

第19期 (2021年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	—	—	—	—	100,000	—
合計	—	—	—	—	100,000	—

(退職給付関係)

第18期 (自2018年4月1日 至2019年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、退職金規程に基づく退職一時金制度を設けており、退職給付引当金及び退職給付費用の算定にあたり、簡便法を採用しております。

なお、勤続5年以上の従業員に係る退職一時金は、当社退職金規程により支給額が確定していることから長期未払金に計上しております。また、従業員に係る退職一時金のうち、支給時期が1年以内となるものについては、未払金に計上しております。

2. 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

退職給付引当金の期首残高	1,523 千円
退職給付費用	3,924 千円
退職給付の支払額	△14 千円
長期未払金への振替額	△3,041 千円
退職給付引当金の期末残高	2,391 千円

3. 退職給付の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	2,391 千円
退職給付引当金	2,391 千円

4. 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用

3,924 千円

第19期（自2019年4月1日 至2020年3月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、退職金規程に基づく退職一時金制度を設けており、退職給付引当金及び退職給付費用の算定にあたり、簡便法を採用しております。

なお、勤続5年以上の従業員に係る退職一時金は、当社退職金規程により支給額が確定していることから長期未払金に計上しております。また、従業員に係る退職一時金のうち、支給時期が1年以内となるものについては、未払金に計上しております。

2. 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

退職給付引当金の期首残高	2,391 千円
退職給付費用	3,919 千円
退職給付の支払額	△1,318 千円
長期未払金への振替額	△2,859 千円
<hr/> 退職給付引当金の期末残高	<hr/> 2,132 千円

3. 退職給付の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	2,132 千円
<hr/> 退職給付引当金	<hr/> 2,132 千円

4. 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用	3,919 千円
----------------	----------

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

	第18期 (2020年3月31日)	第19期 (2021年3月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	1,792 千円	766 千円
退職給付引当金	9,480	10,276
差入保証金償却超過	2,572	2,939
減価償却超過額	2,096	1,612
保険積立金	3,141	3,141
その他	2,273	1,713
繰延税金資産小計	21,356	20,449
評価性引当額 (注)	△21,356	△7,567
繰延税金資産合計	—	12,882
繰延税金資産の純額	—	12,882

(注) 評価性引当額が13,789千円減少しております。この減少の主な内容は、退職給付引当金に係る評価性引当額の減少であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	第18期 (2020年3月31日)	第19期 (2021年3月31日)
法定実効税率 (調整)	30.6 %	30.6 %
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.6	1.3
住民税均等割	0.3	0.5
評価性引当額	14.8	△22.0
留保金課税	3.4	3.3
税額控除	—	△2.6
その他	0.3	△0.1
税効果会計適用後の法人税等の負担率	51.1	10.9

(資産除去債務関係)

資産除去債務に関しては、資産除去債務の負債計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、当該事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっておりますが、重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

第18期(自2019年4月1日至2020年3月31日)

1. セグメント情報

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

当社は、投資運用業の単一セグメントですが、投資信託委託会社としての投資運用業、投資一任契約及び投資助言契約に係る投資運用業それぞれの営業収益は損益計算書に記載されております。

(2) 地域ごとの情報

① 営業収益

本邦からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

② 有形固定資産

有形固定資産は全て本邦に所在しているため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める顧客はいないため、記載を省略しております。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

第19期（自2020年4月1日 至2021年3月31日）

1. セグメント情報

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

当社は、投資運用業の単一セグメントですが、投資信託委託会社としての投資運用業、投資一任契約及び投資助言契約に係る投資運用業それぞれの営業収益は損益計算書に記載されております。

(2) 地域ごとの情報

① 営業収益

本邦からの営業収益が、損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

② 有形固定資産

有形固定資産は全て本邦に所在しているため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める顧客はいないため、記載を省略しております。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(関連当事者に関する注記)

第18期(自2019年4月1日 至2020年3月31日)

該当事項はありません。

第19期(自2020年4月1日 至2021年3月31日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

第18期 (自2019年4月1日 至2020年3月31日)	第19期 (自2020年4月1日 至2021年3月31日)
1株当たり純資産額 335,824円 16銭	1株当たり純資産額 356,615円 50銭
1株当たり当期純利益 19,853円 97銭	1株当たり当期純利益 20,791円 34銭
なお、潜在株式調整後1株当たり純利益については、 潜在株式が存在しないため記載しておりません。	なお、潜在株式調整後1株当たり純利益については、 潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第18期 (自2019年4月1日 至2020年3月31日)	第19期 (自2020年4月1日 至2021年3月31日)
1株当たり当期純利益		
当期純利益 (千円)	53,307	55,824
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—	—
普通株主に係る当期純利益 (千円)	53,307	55,824
期中平均株式数 (株)	2,685	2,685

独立監査人の監査報告書

2021年8月31日

HCアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 野島 浩一郎

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 菅谷 圭子

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているHCアセットマネジメント株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第18期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、HCアセットマネジメント株式会社の2020年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する

る事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2021年8月31日

HCアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

野島 浩一郎

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

菅谷 圭子

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているHCアセットマネジメント株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第19期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、HCアセットマネジメント株式会社の2021年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する

る事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

公開日 2021年10月29日

作成基準日 2021年3月31日

本店所在地 東京都千代田区神保町二丁目11番地

お問い合わせ先 コーポレート機能